

## 社会福祉法人アソカ仁寿会 評議員・役員報酬等基準

### (目的)

第1条 社会福祉法人アソカ仁寿会(以下「この法人」という。)評議員・役員報酬等支給基準(以下「基準」という。)は、法人の定款第8条及び第21条の定めに従い、法人の評議員、理事、監事(以下「役員等」という。)に対する報酬等の支給について定めるものである。

### (役員等の支給の範囲)

第2条 評議員の報酬は、定款第8条に定めるとおり無報酬とする。  
理事及び監事は、定款第21条に定めるとおりとする。  
理事及び監事は無報酬とする。  
ただし、理事で法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、法人の給与規程に従い職員としての報酬(給与)を支払う。

### (報酬の額)

第3条 理事で法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、年間総支給額 3,500 万円の範囲で支払う。

### (公表)

第4条 法人は、この基準をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

### (改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経て行うものとする。

### 附 則

この規程は、平成30年4月1日より施行する。